

## 平成27年定例第2回市議会会議録（第4日）

平成27年6月19日午前9時30分定例第2回市議会をみやま市役所議場に招集した。

### 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	(欠員)	11番	内野英則
2番	野田力	12番	小野茂樹
3番	上津原博	13番	中島一博
4番	荒巻隆伸	14番	坂口孝文
5番	瀬口健	15番	井手敏夫
6番	川口正宏	16番	宮本五市
7番	坂田仁	17番	壇康夫
8番	近藤新一	18番	河野一昭
9番	梶山忠男	19番	牛嶋利三
10番	中尾眞智子		

### 2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

### 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

### 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	馬場洋輝	次長補佐兼係長	松藤典子
次長	四牟田正雄	書記	柿野孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原親	総務課長	西山俊英
副市長	高野道生	企画財政課長	坂田良二
教育長	長岡廣通	企画財政課財政係長	大坪康春
監査委員	平井常雄	福祉事務所長	梅津俊朗
総務部長	塚野仙哉	子ども子育て課長	築地原良太
保健福祉部長	松藤泰大	環境衛生課長	富重巧斉
市民部長 兼市民課長	坂梨一広	農林水産課長	大津光若
環境経済部長	横尾健一	商工観光課長	松尾博
建設都市部長	石橋慎二	上下水道課長	松尾正春
教育部長	大津一義	学校教育課長	田中裕樹
消防長	北嶋俊治	学校教育課長補佐 兼施設係長	甲斐田裕士

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 議案第33号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第34号 みやま市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第35号 みやま市食育推進会議条例の制定について
- (4) 議案第36号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第37号 平成27年度みやま市一般会計補正予算（第1号）
- (6) 議案第38号 工事請負契約の締結について
- (7) 閉会中の継続調査の申出について

---

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議案第33号

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 議案第33号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口文教厚生常任委員会委員長、お願いします。

○文教厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

おはようございます。文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第33号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の御報告をいたします。

当委員会は、6月12日に大津教育部長、田中学校教育課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づく、みやま市いじめ防止基本方針の

策定に伴い、みやま市立学校におけるいじめ問題に係る調査等を行う委員会を、市長部局と教育委員会部局それぞれに市の附属機関として設置する必要があるため、条例を改正するものです。

これにより、市長部局にみやま市いじめ問題調査委員会を、また、教育委員会部局にみやま市立学校いじめ防止対策委員会を設置するものです。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第33号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第33号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第33号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

## 日程第2 議案第34号

○議長（牛嶋利三君）

日程第2．議案第34号 みやま市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口文教厚生常任委員会委員長、お願いします。

**○文教厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）**

文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

議案第34号 みやま市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月12日に松藤保健福祉部長、加藤健康づくり課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと、委員会を開催いたしました。

乳幼児・児童医療費の助成は、医療費の一部を支給することにより、保護者の負担を軽減し、疾病の早期発見、早期治療を図るための制度です。

本議案は、急速な少子化が進む中、市民が安心して子供を産み育てられる環境の整備が必要であり、乳幼児及び児童の保健向上並びに福祉の増進を図るため、乳幼児・児童医療費の支給対象年齢の上限を、現行の小学3年生から中学3年生へ引き上げることに伴い、条例を改正するものです。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第34号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第34号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第34号 みやま市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

### 日程第3 議案第35号

○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 議案第35号 みやま市食育推進会議条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口文教厚生常任委員会委員長、お願いします。

○文教厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

文教厚生常任委員会における委員長報告をいたします。

議案第35号 みやま市食育推進会議条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月12日に松藤保健福祉部長、加藤健康づくり課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたって健康で文化的な市民生活と豊かな社会の実現を図るため、食育基本法第18条の規定により、みやま市食育推進計画を作成し、その実施及び推進を図ることとし、同法第33条の規定に基づきみやま市食育推進会議を設置するため、条例を制定するものです。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第35号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論あ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第35号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第35号 みやま市食育推進会議条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### 日程第4 議案第36号

○議長（牛嶋利三君）

日程第4. 議案第36号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第36号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月15日に横尾環境経済部長、富重環境衛生課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、少子・高齢化に対応したごみ収集体制の構築に向け、紙おむつの分別収集を開始するに当たり、紙おむつの収集指定袋の料金を指定収集袋10枚入りで100円として定めるものなどであります。

紙おむつを分別収集することにより、焼却ごみが減少することや、一般のごみ袋より安価に設定していることから、子育て世代や高齢者世帯の負担が軽減され、循環型社会の構築に寄与することが期待をされるものであります。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第36号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第36号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第36号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### 日程第5 議案第37号

○議長（牛嶋利三君）

日程第5．議案第37号 平成27年度みやま市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

これは所管のほうでございますが、市長等のお考えをお聞きしたいということで、きょう質問をさせていただきます。

32ページ、住宅建設費の基本設計委託料15,000千円、これは下楠田団地の基本設計委託料となっております。住民の方たちの意見を聞きますと、2階建てで、今の下楠田住宅が40戸

ありますが、これを20戸ずつ分けて、20戸分は岩津のアベニューの北側に建設すると。それで、2階建てということだそうなのですが、住民の方たちは、今は平屋でございませけれども、2階建ての2階にはどうしても自分たちは住みたくない、そういう意見が多くございませ。それで、この設計委託料ですな、もっと住民の方たちの御意見を聞いて設計をされたらどうかと。そしてまた、今の団地の土地、それからアベニュー北側の土地、どちらか一方にまとめれば、片一方は民間に売却するなり、そういったことができるわけですが、まず、そういった観点から、市長がどういうふうなお考えをお持ちか、ちょっとお聞きしたいと思ひませ。

それから、今度、立候補される議員さんたちのリーフレットなりを見ますと、高齢者に優しいまちづくりというのは必ず入っておるわけですが、これを聞くと、皆さん方、素直に賛成はできんと言なかかなというふうに思ひませけど、今住んである方は70歳以上の方が大半でございませして、そういう方が2階に住むということ、エレベーターがないわけですが。エレベーターをつけてもらえば問題ないわけですが。そういったところの市長みずからの考えを聞きたいと思ひませ。お願ひませ。

**○議長（牛嶋利三君）**

市長。

**○市長（西原 親君）**

瀬口議員さんの質問にお答えをいたしたいと思ひませますが、私は実はどういう団地をつくるのか、どういう市営住宅をつくるのかというのはまだはっきり決めていないわけですが。ただ、あそこにつくるということだけは決めておるわけですが、それを2階建てにするのか、3階建てにしてエレベーターをつけてするのか、そういったことはまだ全く今検討中でございませして、瀬口議員さんからそういった御指摘を受け、住民の皆様方が2階には上れないということであれば、3階建てか4階建てにしてエレベーターをつけるということも一つの方法ではないかと思ひませし、十分皆さんの意見を聞いて、そして納得できるような市営住宅をつくりたいと思ひませおるところでございませ。

また、分けて、片一方のほうを宅地に売却したらどうかという御意見でございませますが、これも私はまだはっきり決めていないわけですが、一応どちらもつくるということで担当のほうから上がってきておりますので、そういうことで私は納得をいたしておりました。それも検討して、どちらにするか今からはっきり決めたいと思ひませおるところでございませ。

お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

委員会のほうでいろいろやりとりをした中で、もう2階建て、そして、アベニューと今の下楠田団地が建っている土地と、これを分けるということはもう内部では決まっているというようなことでございます。それでこういう質問をしているわけでございますが、住民の方たち、今さっき言いましたが、70歳ぐらいの方たちばかりで、2階へ上がるということ、私の家でも2階へ上るとはおっくうになるわけでございますが、今、例えば50代の方がおらっしゃっても、これは10年、20年たてば、その方たちも年を召してなかなか2階には上がりとうないと。

そういうことから、この15,000千円は、今申し上げました2階建て、それから、2つに分けて建てるというのをまず白紙に戻していただいて、そして住民の方たちの意見を十分聞いた上で基本設計に移っていただくということをお約束できれば、私も何も反対することはないわけでございますが、そこら辺をもう一度お聞かせいただくならと思います。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（西原 親君）

白紙に戻すわけにはいかないと思いますので、検討をします。

○議長（牛嶋利三君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

検討というのが、今言っておるのは、2階建てで2つに分けるというのはもう内部で決まっておるそうなんです。そして、エレベーターもつけないということなんです。ですから、それを白紙に戻して、住民の御意見を十分聞いた中で、今、市長がおっしゃったように、3階建てにするか、4階建てにするか、そこら辺の検討をしたいと、そういうふうなことを私は聞いているわけで、建てるか建てんかを白紙にするじゃなくて、建てるということは、もう十分老朽化しておりますので、これはもうはっきり私も賛成でございますけれども、2階建てで、要するに、高齢者の方が2階には住みとうないということでございますので、そ

ういうのを白紙にして——そういうことを白紙にすると。基本設計、これをするに当たり、住民の方の御意見をよく聞いた上で基本設計してくださいと。そうせんとまた住民の方から不平不満が出た場合には、また設計し直すということになると、15,000千円は無駄な金ということになりますので、そういうことをお聞きすれば私も何も反対することは要らない。

そして、なお一方のほうに固めてやれば、今、私も言いましたように、売買するなり、民間に売るなり、そういうこともできるんじゃないでしょうかというようなこと、わざわざ売れる土地を売らんようにすることもいかなもんかというふうなことで私はちょっとお伺いしておるわけでございますので、もう最後でございますから、ひとつ明快にお願いします。

**○議長（牛嶋利三君）**

副市長。

**○副市長（高野道生君）**

ただいまの質問に対しましては私のほうからお答えしますが、市長のほうにはまだ正式に2階建てにする、1階建てにする等々については説明をしていないところでございます。

しかし、いずれにしましても、現入居者に対してヒアリングをすることも考えておりますし、また、地域住民の皆さん方については日照権の問題だとか、電波障害等々の問題がございますので、十分こういうことも踏まえて、ヒアリングはもちろん、地域住民に対する説明はしていきたいと思っております。

ただ、ある程度設計を示した上で説明しないと、ただ2階建てになります、3階建てになりますということじゃなくて、間取りはこういうふうなことを考えていますだとか、そういうことも必要かと思っておりますので、ただ、御指摘のとおり、二重投資にならないようには十分注意をしていきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思っております。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

ほかに質疑ございませんか。17番壇康夫君。

**○17番（壇 康夫君）**

予算書でいきますと20ページですね、説明資料では12ページに書いてあるんですけど、通勤定期の支援金ということで予算が上がっておりますけど、495千円と。説明のほうで、新規転入者で、船小屋駅からの定期券を購入する方に10千円助成すると。これ瀬高駅発じゃな

くて、最初から船小屋で考えてあるのか、以前、駐車場の料金をどうのこうのと、瀬高駅前変えましたけど、どういう考えかが1つ。

それと、JR在来線は5千円というふうにうたっておりますけど、それじゃ、特急定期を持っている方はどうするのか。私自身が7年間ほど特急で定期を使って通ったわけですけど、新幹線とほぼ似たような料金、新幹線が若干高いですけどね、在来線からすると倍近くします。その辺は5千円でいくのか、10千円に寄せるのか、それともまた別料金を設定するのか。また、これにあわせて西鉄の場合も5千円となっておりますけど、JRと西鉄では定期代がかなり違います。その辺の考え方をちょっと御説明お願いします。

**○議長（牛嶋利三君）**

企画財政課長。

**○企画財政課長（坂田良二君）**

通勤定期の利用支援金の件でございます。

まず、筑後船小屋駅からとしておりますのは新幹線に限っての御説明です。説明の仕方が悪うございました。新幹線の通勤定期の支援につきましては、筑後船小屋駅からの購入を想定しておるといふことでございます。

それから、在来線でございます。在来線は市内の5つ駅でございますけれども、それいづれでも構わないと考えております。JRでは瀬高、南瀬高、渡瀬、西鉄は開、江の浦でございます。全て対象にしたいと思っております。

それと、特急の通勤定期の件でございますけれども、御指摘のとおり、特急の通勤定期は高くなります。しかしながら、JRにつきまして随分新幹線ができました関係で本数が少なくなっておるかと思っております。でございますので、在来線につきまして、特に特急の通勤定期の制度を設ける予定はございません。5千円で予定をいたしております。

それから、西鉄とJRの通勤定期の金額の差でございますが、おおむね2分の1で5千円程度というふうを考えておまして、ここに書いておりますそれを距離に直しますと、鳥栖、玉名から遠くなりますと、JRでいいますと10千円を超えるような定期になりますので、5千円の助成、それから、西鉄になりますと、大善寺を越えますとおおむね10千円を超えるような定期になりますので、5千円の助成でございます。

なお、5千円以上の助成については予定をいたしておりません。定額で新幹線は10千円、在来線は5千円という制度にしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

この制度は、新幹線ができたときから私、ずっと一般質問もしたことありますし、定期の補助をしていただくというのは本当ありがたいことですが、何で今ごろするのかなという内容の中で、先ほど課長から説明あった、特急が本数が少ない。朝夕あるのはわかっていますよね。私自身、通勤だったら特急を使うはずです。だって、朝乗ったら、昼間乗ることないんですよ。帰りも夕方乗ったら、あと乗ることないんですよ。そのために特急が残っているんですよ。それは御理解されていますよね。何で特急が一律5千円で在来線と一緒にだと。

多分私の推測だと、当時ですけどね、在来線で30千円、特急で60千円弱、55千円していました。だから、そういう意味でいうと、特急になると倍近くなるわけですよ。そこで、5千円と、在来線と同じという制度そのものが率的にちょっとおかしいというか、先ほど言いましたように、西鉄との比率もありますけど、一律新幹線は10千円というのとちょっと何か違うような気がしますけど、その辺の考えをできたらお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

九州新幹線ができて、大きくそちらの利用のほうに移行していくと、特急の利用の方は九州新幹線のほうに移行していくということを想定いたしておりますので、新幹線10千円という制度でやらせていただきたいと思います。これにつきまして、特に特急についての制度は設ける予定はございませんので、どうか御理解をお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第37号の討論につきましては、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論あ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第37号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第37号 平成27年度みやま市一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決をされました。

#### 日程第6 議案第38号

○議長（牛嶋利三君）

日程第6. 議案第38号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めてまいります。西原市長、お願いします。

○市長（西原 親君）（登壇）

改めておはようございます。

議案第38号 工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、統合小学校建築主体工事を行うもので、その予定価格が150,000千円以上となることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

当該工事につきましては、契約締結後、直ちに着工し、平成27年度中の竣工を予定いたしております。

工事の概要につきましては、管理棟、鉄筋コンクリートづくり3階建て、延べ床面積2,355.81平米、改修棟、鉄筋コンクリートづくり3階建て、延べ床面積1,977.7平米、多目的ホール棟、鉄筋コンクリートづくり一部2階建て、延べ床面積439.23平米、渡り廊下棟、鉄筋コンクリートづくり3階建て、延べ床面積401.86平米を建設するものでございます。

今回の工事に当たりましては、総合評価型一般競争入札を実施いたしました。その結果、建築工事請負人が株式会社柿原組福岡南部支社、請負金額は1,082,689,200円でございます。

資料として、工事概要、配置図及び入札結果を添付しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

議案第38号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第38号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決をされました。

ここで執行部当局にお願いをしておきます。これは議会総意で、ただいま採決をいたしま

したけれども、全議員さん賛成ということで起立をいただいております。

ちなみに、何を申し上げたいかと申しますと、この桜舞館小学校、2年おくれたの統合というようなことで、随分執行部も市長以下御尽力いただいて決定をしております。平成28年4月開校ということで、もう本当に時間が窮屈な時間になっておりますけれども、特に今回、勇退される議員さんも、このことには随分御理解、御尽力いただいて決定をしてきたところでございます。特に新入生もですね、今、4校統合するわけでございますが、まず第1の原因といたしましては、せんだって本郷地区からも、早く本郷小学校の複式学級関係の解消をというようなことで要望、陳情も行ってあるわけでございます。したがって、新入される子供さんたちは、来年の4月開校を本当に夢のように待ち望んであるわけでございます。相当難産の末に生まれる新校でございますので、ともかく一日も早い、そしてまた、事故のない総技術を結集された立派な学校を建設していただきたい、このように思っておりますので、特に甲斐田係長もお見えでございますけれども、本当に立派な学校開設に向けた取り組みをさらにお願しておきたいと思っております。

市長、一言ちょっといただけませんか。

○市長（西原 親君）

ただいま議長さんから非常にとうとい、貴重な御意見をいただきました。全力を挙げまして、来年の4月開校に間に合うように頑張っていきたいと思っておりますので、皆様方の御理解と御支援を心からお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

よろしく願いいたします。

#### 日程第7 閉会中の継続調査の申出について

○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長から目下委員会において調査中の事件につきまして、会議規則第111条の規定により、お手元にお配りをいたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございません。

お諮りをいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議会編集特別委員会及び議員質疑阻止等に関する調査特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきをお願いしたいと思っております。

ここでお諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により、議長に委任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することと決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成27年第2回みやま市議会定例会を閉会いたします。

午前10時07分 閉会

上記会議の次第は、馬場洋輝の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛嶋 利 三

みやま市議会議員 川 口 正 宏

みやま市議会議員 坂 田 仁